

施策評価調書(23年度実績)

施策コード | I-5-(3)

政策体系	施策名	地球環境問題への取り組みの推進	所管部局名	生活環境部			長期総合計画頁	49
	政策名	恵まれた環境の未来への継承～ごみゼロおおいた作戦の推進～	関係部局名	生活環境部、商工労働部、農林水産部				

【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③
取組項目	温室効果ガスの排出源対策の推進	エコエネルギーの導入促進	二酸化炭素の吸収源対策の推進

【Ⅱ. 目標指標】

指 標	関連する取組No.	基準値		23年度			24年度	27年度	目標達成度(%)							
		年度	基準値	目標値a	実績b	b/a	目標値	目標値	25	50	75	100	125			
i	二酸化炭素排出量(家庭、業務、運輸部門合計)(千t-CO ₂)	①	H14	5,329	5,425 (H21)	5,360 (H21)	101.2%	5,380	5,233							
ii	エコエネルギー導入量(万kl)	①、②、③	H21	57.06	59.18	60.96	103.0%	60.19	63.71							
iii	育成複層林面積(ha)	③	H16	623	10,686	10,191	95.4%	12,939	20,000							
iv	森林ボランティア活動への参加者数(人/年)	③	H16	6,848	10,200	12,479	122.3%	10,900	13,000							

【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等		平均評価
i	達成	家庭部門、業務部門、運輸部門の各部門ごとの課題に対しての施策を展開することで目標値を達成した。なお、23年度実績は26年3月頃確定のため、目標値と実績は21年度の数値を記載している。	達成
ii	達成	再生可能エネルギーに関する注目の高まりや、農業用水路での小水力発電導入や、住宅用太陽光発電システム導入支援等の再生可能エネルギー導入支援施策に力を入れて取り組み目標値を達成した。	
iii	概ね達成	間伐等による針広混交林化や長期育成循環施策を推進したことにより健全な森林の整備とともに地球温暖化防止の吸収源対策が図られ、目標値を概ね達成した。	
iv	達成	NPOやボランティア団体が行う森林づくり活動への積極的な支援等によりボランティア活動への参加者が増加し、目標値を達成した。森林づくりボランティア支援センターが行うホームページや通信チラシでの情報提供による効果も大きい。	

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組No.	評価
①	・23年度は県内5箇所にEV用急速充電器を設置し、これと機を一にして、民間事業者によるEV用充電器の設置が増加しており、エコエネルギー導入の機運が高まりを見せている。
②	・県内企業や公共施設への省エネルギー設備導入の支援を行った。(採択21件)
③	・県民総参加の森林づくり推進運動は、森林ボランティア団体の森林づくり活動が積極的に実施されたことで参加者が恒常的に増え、推進運動の高まりをみせた。

【V. 施策を構成する主要事業の評価】

取組No.	事業名	事務事業評価		事業コスト (千円)
		総合評価	掲載頁	
①	1 低炭素・グリーン社会構築事業	見直し(24年度)事業内容の変更	—	369,179
	2 緊急雇用省エネ診断活用促進事業	見直し(24年度)事業内容の拡充	—	38,528
②	1 新エネルギー導入促進事業	廃止(23年度末)	—	30,782
	2 省エネルギー等導入促進事業	廃止(23年度末)	—	27,161
③	1 森林づくりボランティア推進事業	現状維持	117	38,008

【VI. 主な取組の進捗状況・今後の課題】

進捗状況	取組No.①～③の全てにおいて、概ね順調に進んでいる。	
今後の課題	・業務部門については、景気の冷え込みもあって、23年度実施分について目標を達成しているが、その他2部門は目標値に達していないため、引き続きCO2排出量の削減に取り組む必要がある	・二酸化炭素排出量の算定にあたっては、発電施設の状況を加味する排出係数を以て算定しているが、原子力発電所が運転を停止し、火力発電所による発電をフル稼働させているため、今後の二酸化炭素排出量が上昇する懸念がある

【VII. 施策に対する意見・提言】

○大分県新エネルギービジョン推進会議(H24.3) ・省エネルギー設備導入について、導入を後押しする補助制度、融資制度の拡充を図って欲しい。 ○「安心・活力・発展プラン2005」推進委員会(H24.7) ・自然環境、ツーリズムと連携した温泉熱エネルギーの活用を検討してほしい。	○市長会要望(H24.5) ・住宅用太陽光発電導入補助金については、23年度で終了しているが、引き続き継続が望まれる。
---	--

【VIII. 今後の施策展開について】

今後の方向性	施策展開の具体的内容
拡充	・国は二酸化炭素排出量を2012年度までに基準年の▲6%、さらに2020年度には基準年の▲25%としており、県としてもこれを踏まえた二酸化炭素排出量削減の取組を実施する。 ・国のエネルギー基本計画が見直され、今後原子力発電所の新規増設による二酸化炭素排出削減が見込めないことから、節電を中心とした省エネルギー対策を一層強化するとともに再生可能エネルギーの導入促進を加速する。